

平成20年第1回 3月定例会 - 03月11日-03号

◆3番（桑野和夫） 3番桑野和夫でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回私は、後期高齢者医療制度について、そして原油高騰への対策について、また新年度からの健診制度について、そして最後にJR金光駅及び鴨方駅での駅員削減計画について、この4点について質問をいたします。明快な答弁をお願いをいたします。

まず初めに、後期高齢者医療制度について質問をします。

長生きしてごめんなさい、こんな言葉をお年寄りから言わせる法の制度が4月から始まろうとしている後期高齢者医療制度であります。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者だけを集め、死ぬまで保険料を取るという新しい医療制度をつくろうというものであります。現在の医療制度は、年金生活者や自営業者などは国民健康保険に、企業などで働いている人は組合健康保険や政府管掌健康保険、サラリーマンの扶養家族になつてる人などは健保に入っており、年齢による区別はありません。ところが、4月からの75歳以上の高齢者は、今まで入っていた国保や健保を無理やりに脱退させられ、有無を言わず新しい制度に加入を勧めます。加えて、受けられる医療内容にも差がつくことになり、まさに現代版うば捨て山とも言えるようなひどい制度であります。そして、75歳以上の一人一人から徴収をする保険料は、所得によって負担する所得割、そして全員が一律に負担する均等割とを合併した額が保険料となり、2年ごとに改定をされていきます。保険料は、年金額が月1万5,000円以上の方は介護保険料とあわせて年金から容赦なく天引きをされます。それ以外の方は納付書で納めることとなります。

そこで、お聞きをしますが、保険料の額であります。75歳以上の方が払う保険料は、県平均で言いますと月6,703円、年に直しますと8万4,433円ありますが、浅口市の場合は平均でどうなるのか、まずお聞きをします。

また、具体的にお聞きしますが、例えば夫が80歳、年金収入201万円、妻が77歳、収入なしの場合、これはどちらも後期高齢者になりますが、今の国民健康保険税が幾らで、4月からの後期高齢者医療制度の保険料が幾らになるのかお知らせください。また、例えば夫が73歳、年金収入が300万円、妻76歳、年金収入170万円、この例では妻のみが後期高齢者であります、この場合は今の国保税と比べて保険料がどうなるのかお知らせください。

さらに、国民の強い反対の中でこの制度が一定の凍結措置を決めていますが、その中身について説明を下さい。

以上、答弁をお願いします。

次に、原油価格高騰への対応について質問をします。

昨年来の原油価格高騰は、市民生活や産業全般、特に中小企業や施設園芸農家には深刻な影響を及ぼし、地域経済の先行きにも不安を広げています。私と道廣議員は先月、寄島町漁業協同組合とJA岡山金光支店に出向き、この原油価格高騰の影響について話を聞いて

てまいりました。寄島漁協の職員は、漁に出ると1回で約120リッターのA重油をたく。今、漁師が買うA重油の値段は94円。これは10年前の倍、昨年の同時期に比べて20円アップしたと。これでは漁に出ても赤字になることでもあると話し、深刻な状況をはかり知ることができました。また、JA岡山西金光支店の職員は、原油高の影響もあり、この期ハウスで花をつくっている2軒の方がつくるのをやめたと話し、ここでも深刻な状況が浮き彫りになっています。

そこで、具体的な対策についてお聞きをします。

まず1点目、県も設置していますが、浅口市として対策本部を設置して原油価格高騰による生活困窮世帯、中小零細業者、障害者共同作業所、そして漁協や農家などへの影響調査を行い、必要な対策を実施してはどうでしょうか、答弁を求めます。

また2点目、生活困窮者に灯油購入費を助成をする福祉灯油を実施をしたらどうでしょうか、答弁を求めます。

次に、健診制度について質問をします。

新年度から健診制度が大きく変わります。今までの基本健診に変わり、40歳から74歳の方には原則全員、例えば国民健康保険なら浅口市というように医療保険者が行う特定健診と特定保健指導が始まります。また、今まで市が行っていたがん検診などはそのまま残りますが、新たに75歳以上の人は後期高齢医療が行う健診が始まります。

そこで、お聞きしますが、このような新しい制度それぞれの健診内容について、またそれぞれの健診保険料、それから健診の後に行われる特定保健指導の自己負担額、また後期高齢者の健診保険料、以上について説明をお願いをいたします。

最後に、4点目の質問を行います。

JR金光駅並びに鴨方駅での駅員削減計画について質問をします。

JR西日本は、新しい駅の販売体制という施策を進めています。そして、その具体化の一つとして、ことしの4月1日からは鴨方駅で、6月1日からは金光駅で、今までの2人の駅員の勤務体制を1日1人で勤務させるということを計画をしています。1人の勤務になることにより駅の窓口が閉鎖される時間が発生をし、切符を買う人は券売機でしか利用ができないこととなります。そして、この新しい券売機であります、操作が非常に難しく、お年寄りの皆さんなどはとても操作できるものではありません。加えてこの券売機では、ジパング倶楽部会員切符や周遊切符などこうした企画切符、あるいは学生割引切符、身体障害者割引切符などが買うことができません。また、駅構内での車いすの方への対応がこれでできるでしょうか。そして、何よりも乗客の安全が確保できるか疑問であります。御承知のとおり、2005年4月25日に起こったJR福知山線列車の脱線転覆事故は、107名ものとうい命を失い、550名以上の負傷者を出す大惨事となりました。この事故で鋭く問われたのは、安全な公共交通への転換ということでありました。

その上で、田主市長に質問をします。

去る3月5日、私と道廣議員が同席をし、国鉄労働組合岡山中央本部の役員が、市長と

してJR岡山支社に計画の中止を要請してほしいとこういうお願いをしましたが、その後どうされたのかお伺いします。市長の答弁をお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（田口桂一郎） それでは、桑野議員の質問でございます。

最初に、1番に後期高齢者医療制度についてを生活環境部長。

どうぞ。

◎生活環境部長（横山義恵） 後期高齢者でございますが、来月から始まります後期高齢者医療制度におきましては、岡山県内の全市町村が加入する岡山県後期高齢者医療連合が事務を行います。なお、高齢者医療制度におきましては、高齢者を被保険者といたしまして被保険者一人一人に保険料を納付していただくことになっております。保険料につきましては、被保険者の所得に応じて負担していただく所得割額と被保険者全員に負担していただく均等割額の合計額でございます。

お尋ねの浅口市の1人当たりの平均保険料につきましては、広域連合と同じような計算方法で試算してみますと、月6,334円、年で7万6,010円であります。ただし、この計算におきましては、所得者の均等割額の7割、5割、2割の軽減措置などが減額しておりません。実際にはこの額より少なくなると見込んでおります。

次に、来年度から始まります後期高齢者医療保険料と19年度の国民健康保険税との比較でございますが、2つのケースで申し上げます。

御主人が80歳で年金収入201万円、奥さんが77歳で収入0のケースにおきましては、2人とも75歳を超えているため後期高齢者医療保険に加入となります。保険料といたしましては10万7,400円、19年度ベースの国民健康保険税は10万8,000円あります。また、御主人が73歳で年金収入300万円、奥さんは76歳で年金収入170万円のケースにおきましては、御主人は健康保険に加入し、奥さんは後期高齢者医療保険の加入となります。この場合、御主人の健康保険税は10万7,600円、奥さんの後期高齢者の保険料は5万6,900円で、合わせて23万5,500円になります。19年度の国民健康保険税のベースでいきますと23万3,800円となります。

続きまして、保険料の凍結の件でございますが、平成19年10月30日に与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームの取りまとめの中で、高齢者の置かれている状況に配慮し激変緩和を図りつつ進める観点から、保険料等の凍結措置が設けられました。内容につきましては、70歳から74歳の患者負担の1割から2割の引き上げに対しまして、平成20年4月から平成21年3月までの1年間につき1割凍結をされております。また、会社の健康保険などの被保険者の被扶養者であった人は、加入から2年間は保険料の均等割が半額に減額され、所得割はかからないことになっていましたが、平成20年度は特例といたしまして納付は10月からとなり、10月から平成21年3月までの半年間は均等割が9割減額されるものでございます。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） 続きまして、2番目の原油高騰への対策についてを産業建設部長。
どうぞ。

◎産業建設部長（高田実則） それでは、お答えいたします。

昨今の原油価格の高騰に対し、県が2月6日に原油価格高騰対策本部を設置し、農林水産部及び備中県民局農林水産部においても農林水産分野の緊急対策が実施されたところであります。1つ目は、施設園芸農家に対する省エネ機械、設備の導入補助として、市が12分の1以上を負担する場合は県が12分の5を補助し、合計2分の1の負担をする支援事業であります。これは、果樹、野菜、花卉などが該当し、農協などに支給されております。2つ目は、農業近代化資金や漁業近代化資金など農業及び漁業に係る制度資金の償還条件緩和措置として、一定要件に該当する加温栽培を行う施設園芸農家や漁業者を対象に借入資金の返済残高に対して償還が猶予されております。これらについては県庁及び県民局に対策班が置かれ、相談業務や情報提供、省エネにつながる技術指導が行われていますので、活用していただきたいと思っております。

なお、現在のところ、市単独の燃料費に対する漁協などへの補助制度は考えておりませんが、県の制度を十分周知し活用していただけるよう努めるとともに、今後も高騰が長期化する場合を想定し、県や近隣市町村の動向を注視しながら対策本部の設置及び独自の対策を研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（田口桂一郎） 続きまして、2番目の灯油購入費の助成についてと3番目の新年度からの健診制度について、この2件を健康福祉部長、どうぞ。

どうぞ。

◎理事・健康福祉部長（藤澤快真） それでは、お答えをいたします。

生活困窮者の方に灯油購入費を助成する福祉灯油の実施につきましては、健康福祉部といたしましても検討いたしました。浅口市は比較的温暖であり、県内の実施状況を調査等もいたしましたが、県北の4自治体のみが実施しておりまして、県南部では実施している自治体はございません。そういったことから、浅口市といたしましては実施は考えておりません。ちなみに、実施している市町村でございますが、新見市、新庄村、鏡野町、奈義町、以上の4自治体でございます。

次に、新年度からの健診制度についてお答えをいたします。

20年度から国の高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、これまで老人保健法により市が実施してきました健診のうち基本健康診査については、40歳から74歳の方全員に国保とか社会保険とか共済等の医療保険の方で特定健診として実施することが義務づけられました。これは、腎臓病や動脈硬化、脳卒中等の病気、また将来の介護保険の利用に多く関係するとされる糖尿病を予防するために、メタボリックシンドローム対策に若いうちから取り組もうとするものでございます。この特定健診の実施につきましては、今まで実施しておりました集団健診と20年度から新たに医師会にお願いしての個別健診で

行う予定にしております。しかしながら、実施者が医療保険者になりますので、浅口市から連絡いたしますのは国保の方だけになります。国保以外の方につきましてはそれぞれの医療保険者からの連絡となり、また実施方法も一部異なる場合があるかと思えます。

次に、内容についてでございますが、浅口市の国保の方だけに特別な項目を上乗せということにはまいりませんので、国が示した検査項目で実施することとしております。また、健診料金につきましては健診料の約3割で実施したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、特定健診以外の健診でございますが、75歳以上の後期高齢者の方につきましては、これは先ほど出ておりました後期高齢者医療制度の一環として広域連合に係る事業でございますが、内科的な医療にかかっておられない方に75歳以上健診を実施いたします。また、65歳以上の方につきましては介護予防の観点から、あらかじめ実施いたしましたアンケートにより対象となられた方に生活機能健診を受けていただきます。従来の胃がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮がん検診は、議員さんの御質問の中にありましたようにそのまま同じやり方で実施をいたします。

以上、健診方法について説明させていただきましたが、来年度からの健診につきましては内容や受診の仕組みにかなり変更がございます。おわかりにくい面もあるかと思えますが、2月、3月の広報紙等でお示しはしてきておりますので、ごらんいただけたらと思えます。また、現在わかりやすい年間予定表の作成に向けて努力しているところでございます。いずれにいたしましても、健診の実施までには市民の皆様には十分周知徹底ができるよう啓発に努めていきたいと思っております。

また、料金につきましてでございますが、特定健診及び75歳以上健診等の自己負担料金につきましては、健診料金が現在、医師会と調整中でございますのでまだ決まっておりません。特定健診は健診料の約3割、75歳以上健診は約1割の負担をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） 続きまして、4番目のJR金光駅、鴨方駅での駅員削減計画についてを市長、お願いいたします。

どうぞ。

◎市長（田主智彦） 先ほど議員さんがおっしゃいましたように、3月5日に道廣議員さん、また組合の方ともども陳情にお越しいただきまして、御苦勞さまでございました。結論からいいますと、他力本願のことでありまして、我々もそういうことをされては困るわけでありまして、何としましてJRに御理解をいただいて従前どおりにしていただきたいという気持ちはあります。電車へ乗る機会がありましたので確かめてもみましたが、どうもそのようなことになるようでございますので、実は14日に陳情に行こうと思っておりましたが、先方の御都合もありまして18日に副市長を中心をお願いに上がろうと思っております。なおまた、JRさんからの詳しい御説明は今のところ受けておりません。

○議長（田口桂一郎） 再質問ありますか。

どうぞ。

◆3番（桑野和夫） まず、後期高齢者医療制度であります。先ほどの答弁で凍結の内容について説明をしてもらいました。今現在、扶養になっている方は、半年間のみ保険料を徴収をせずに、その後、段階的に上げていくと。また、この制度にあわせて実施されようとしていました70歳から74歳までの現役並み所得以外の人の病院での窓口負担が、1割から2割になるのが1年間凍結されるということでもあります。しかし、これはあくまで凍結でありまして、いずれは解凍されますから非常に本質は変わらないと。思いますに、この凍結部分は全体から見れば一部でありますので、非常に悪い制度と、コトが引き続き要ると思います。

それから、保険料であります。浅口市の平均が月平均で6,334円、年で7万6,010円ということでもあります。そして、2つの例を挙げて今の国保と後期高齢者医療制度の保険料の比較をしてもらいました。実際、4月からの保険料であります。今の国保税に比べて上がる人もおれば下がる人もおるといふふうに思いますが、しかしこの保険料は2年ごとに改定をされまして基本的には上がるシステムになってますから、当然今後2年後には多くの方が上がっていくというふうに考えております。例えば、負担を軽減するために、先ほど説明がありましたが県の広域連合として一定の軽減措置があります。それに加えて市独自の減免制度の創設を求めますが、答弁をお願いします。

また、負担が重くて保険料を払いたくても払えない、こういう場合についてお聞きをします。

現在、75歳以上の高齢者は、老人保健制度のもとで基本的には保険証の取り上げが禁止をされてます。ところが、後期高齢者医療制度が始まりますと、75歳以上の人からも保険証を取り上げることが可能となります。保険料を1年以上滞納し、悪質滞納者とみなされると保険証を取り上げられ、かわりに資格証明書が発行されます。そうすると、とりあえず病院の窓口でかかった医療費を全部払うこととなります。ここで、医療費を全部払える人が保険料を滞納するわけはありません。今も資格証明書を発行された人が受診おくれによって重症化して死亡する不幸なケースが生まれています。このような事態が75歳以上の人に拡大するおそれがあります。

そこで、お聞きしますが、資格証明書の発行はしないように求めます。答弁をお願いします。

次に、原油価格の高騰への対策について再度お聞きします。

対策本部の設置については近隣の動向を見てということになりますが、ぜひ必要な時期が来ましたら設置をしてほしいと思います。

その上でお聞きしますが、生活困窮世帯やあるいは障害者の作業所、漁協や園芸施設農家などについて調査はされるのかどうか、再度お聞きをします。

それから、福祉灯油であります。今、全国的に見ますと実施をしている自治体が12

道県689自治体に広がっています。その要因は、原油高騰に対する政府の緊急対策の一つとして、先ほど言われましたように市町村が高齢者、障害世帯、母子家庭で住民税非課税世帯に対し灯油購入費を助成した場合、その経費を特別交付税で支援することが決まっています。そして、この措置は寒冷地だけを限定したものではありません。実際に和歌山県などでもこの制度を利用をしています。灯油が高くて、この寒い時期ストーブをたかなかったという高齢者の人の話も聞きました。また、灯油は暖をとる以外にも使用します。どうか温かい行政と言われますように福祉灯油実施をお願いします。再度答弁をお願いいたします。

それから、健診制度であります。先ほど健診の内容について説明がありました。特にあえてお願いをしたいのは、国民健康保険が行う特定健診に今までの基本健診の中に入っていました重要な項目であります心電図の検査と貧血検査をぜひ入れてほしいと思います。

また、健診保険料であります。被保険者の負担を軽くしてほしい。特に70歳以上の高齢者は、老人保健制度がなくなる関係で負担がふえることとなります。こういう点でもぜひ配慮をお願いしたいと思います。答弁を求めます。

それから、JRの問題であります。18日に陳情に行っていただくということで、大変ありがとうございます。実際の金光駅では、2月16日に下りの電車からおりた乗客がホームへ転落し、負傷をしています。このときは2人の駅員が対応をしていました。それが、1人になるとどうでしょうか。この問題、乗客の安全を守る点からも大事なことです。引き続き必要な対応をお願いいたします。

以上、答弁をお願いします。

○議長（田口桂一郎） それでは、再質問でございます。

後期高齢者医療費について、生活環境部長、2件お願いします。

◎生活環境部長（横山義恵） 独自の減免制度ということでございますが、後期高齢者医療制度での減免制度につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律、施行令で低所得者の配慮といたしまして、所得の一定基準以下の被保険者に対しましては所得水準に応じまして均等割の7割、5割、2割の軽減制度がございます。また、広域連合条例におきましても、県下統一の基準で被保険者またはその属する世帯の世帯主が災害により財産に著しく損害を受けたこと、世帯主の収入が著しく減少したなどの場合、減免制度が定められております。こうした軽減制度や減免制度により、所得者の高齢者の方々への一定の配慮がなされております。後期高齢者医療制度は、広域連合で定めた県内均一の保険料で運営していくこととしており、市独自の減免制度を設けること及び連合会に対しまして要望を行うことは現状では困難であると考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、被保険者資格者証明書の件でございますが、国民健康保険と同様に後期高齢者医療制度も被保険者全体の相互扶助に成り立つ社会保険制度でございまして、その財源となります保険料の収納の確保は制度を維持してく上で、また被保険者間の負担の公平

化を図るという観点からも極めて重要な課題でございます。このような観点からも、保険料の滞納につき、災害その他政令で定める特別な事情があると認められるもののほかは、当該保険料の納付期限から1年を経過するまでの間、保険料を納付しないと被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付されることとなっております。

滞納者に対する資格証明書の発行をしないようにということでございますが、資格者証の交付につきましては広域連合で行います。しかし、市といたしましては、納付相談等を通じまして保険料の滞納者の生活などの実態を十分に把握して個々の実情を的確に広域連合に伝え、慎重に対応していただくよう要望したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（田口桂一郎） 続きまして、2番目の原油高騰への対策の中で調査をしてはどうかと、こういう質問でございました。

産業建設部長、どうぞ。

はい。

◎産業建設部長（高田実則） 今の段階では、調査の予定は考えておりませんが、今後こうした高騰とか長期化した場合、関係者とか関係機関からの話をする中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口桂一郎） 続きまして、福祉灯油について、そして新年度から健診制度についての中で高齢者受診料の自己負担の軽減をしてはどうか。この件につきまして、健康福祉部長、2件お願いします。

どうぞ。

◎理事・健康福祉部長（藤澤快真） まず、福祉灯油の実施でございますが、このことにつきましては先ほどもお答えをいたしましたとおりでございます。県南部では実施している自治体はないということでございますので、現時点では浅口市での実施は考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、特定健診の内容についてでございますが、健診の内容につきましてはメタボリック対策に目的が特定されておまして、従来の健診と健診項目が一部異なっております。心電図、貧血検査は、必要と認められた方にのみ実施することとなっております。いずれにいたしましても、特定健診は40歳から74歳の国民すべてが対象でございますが、医療保険者が実施するというところでございますので、健診項目の上乗せ等につきましては非常に難しい面があると思っております。

次に、健診の料金でございますが、現在のところ健診料は約3割と75歳以上健診は約1割の負担をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎） 続きまして、JRの2駅の駅員削減計画について再質問を市長、いいですか。

はい。

◎市長（田主智彦） 先ほど申しましたように、JRさんからまだ御説明を受けておりません。また、私、JRさんの株主でもありませんので、株主総会にも出たことがありませんので想像で物を言うしかありませんが、現在、JRで上場をしているのは3社です、JR東日本、JR東海、JR西日本であるかと思います。JR東日本、東海は増収増益、1株当たりの利益もふえております。それに比べまして西日本の場合は、私の管見によりますと非常に収益が下がっている。このようなことから、経営の効率化を恐らく図ろうとされているのではないかなというふうに想像されます。そのことがこのような一つのしわ寄せとなって我々に降りかかっているのではないかということですが、あくまでも想像でございますので、また御説明があった時点でお話をしたいと思っております。

以上です。

○議長（田口桂一郎） それでは、再々質問ありますか。

どうぞ。

◆3番（桑野和夫） まず、後期高齢者医療制度の資格証明書の発行についてであります。もちろん広域連合が保険者でありますから、この資格証明書を発行するしないについて形の上では決定権は広域連合にあります。しかし、保険料の徴収事務は市町村であります。ですから、そこには機械的にならずに、いろんな面で市民のことがよくわかる市が判断することが特に重要だと思っております。そして、判断であります。厚生労働省の国会答弁でも、1年間滞納をしていることをもって機械的に資格証明書を交付するのではない、特別な事情があるかどうか個々の事情に応じて判断すると述べています。こういうふうに慎重な判断を市としてされるのかどうか、部長から再度明快な答弁をお願いします。

それから、市長にお伺いします。

国も地方も深刻な財政難になってきています。そして、国は年々地方交付税を減らし続け、地方の財政悪化に拍車をかけてきています。そうした中での予算の組み方の問題がありますが、憲法25条は国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障をしています。この点で考えますと、財源は何よりも市民の健康的な生活を保障するために優先的に使い、残ったもので他の事業を行う、これが大事だと考えます。

その上で、市長に具体的にお聞きをします。

繰り返しになりますが、後期高齢者医療制度は75歳以上の全員から死ぬまで保険料を取る制度であります。そして、御丁寧に年金から天引きまでもすると、こういう制度であります。市長として、独自減免について市民の要求が非常に大きくなり、また他の自治体を含め状況が変化した場合、独自の減免制度を実施するお考えがあるかどうかお聞きをします。

また、原油の高騰であります。これもこれが長引き市民の生活に重大な障害が出てきましたら、福祉灯油と漁協等への補助について真剣に考える気持ちがあるかどうか、基本的な問題について明快な答弁を市長にお願いをいたします。

○議長（田口桂一郎） 再々質問でございます。

資格証についてを生活環境部長。

どうぞ。

◎生活環境部長（横山義恵） 資格者証の交付につきましては、納付相談の機会等をふやすとともに重点に置きまして、世帯によって納付できない理由も異なっておりますので、個々の生活実態をよくお聞きしながら慎重に対応をしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（田口桂一郎） それでは、後期高齢者医療制度についてと2番目の原油高騰への対策についてを総括して市長、お願いします。

どうぞ。

◎市長（田主智彦） 福祉・保健・医療といいますか、毎年毎年よくもこれだけ変えられるというぐらい目まぐるしく制度を変更されます。我々もはっきり言ってついていけないような状態ですし、また昨今この高齢化社会の到来によりまして人も金も福祉の方へシフトしているというのが現状であります。そういう中で、なお厳しい国家財政がこのような状況でありますので、我々も温かい手を差し伸べさせていただこうという気持ちは十分ございますが、なかなかそれに至らないというのが現実であります。

独自の減免制度をする気があるかどうかということでございますが、財源と裁量権があればやらせていただきたいと思いますし、このような世の中ですから多分、市長会なり町村会でもそういう話が出てくると思いますので、できるだけ相談して、よい知恵が出るように地域全体で考えていくべきではないかなというふうに思います。

どうしてこういうふういろんなものが厳しくなるか私にはよくわかりませんが、例えば石油の高騰なんかにはいたしましても、一つは国際経済の絡み合いの中で出てきたんではないかと。私は30ドルぐらいなものではないかという気がいたしますが、今や108ドルですから、けさのWTIの相場を見ますと108ドルですから、これは異状としか言いようがないと。それはやはり我が国にも責任があると思います。金融政策がやはりどっか間違っておる、それが資金のだぶつきを呼んで、いろんな商品や資源やそういう相場に騰貴性をもたらしているということが大きな原因であろうかというふうに思います。

全体的な言い方をしますと、資本主義が一つの効率化をより高めようとする制度全体の中からこういうことが生まれているように私は思うんです。昔、古典派経済学のマーシャルとかピグーとか温かい経済学といいますか、温かい人間性を持って経済学を進めた学者がおりますが、やはり今それを思い出しながら、やはりもうちょっとみんなで本当に助け合いながら幸せに生きる経済学の方を目指さなきゃいけないなあと、そういうことで世の中が変えればと思ひながらお聞きしたわけでございます。

以上、答弁になりましたかどうか、よろしく申し上げます。

（3番「ありがとうございました」の声あり）

平成20年第1回 3月定例会 - 03月21日-05号

◆3番（桑野和夫） 執行部にお聞きをしたいと思います。

この事業であります、委員会の説明によりますと、事業費としまして駅の橋上化あるいは南北を結ぶ自由通路、加えて南北の駅前広場の整備、これで約20億円。それから、駅南の区画整理の道路として約10億円、計30億円であります。平成20年度の予算が約6億円で、繰越明許が3億円少々であります。

この事業はもちろん合併特例債事業で、国の援助がありますが、にしても大きな事業であります。そういう面で、この事業は全面的に反対ではありませんが、これを進めていくことで教育や福祉に影響が出てこないか、あるいは費用対効果の面でどうなのか、その点について危惧をしとります。ぜひリスクを少なく、効果的にしてほしいと思いますが、まずその辺の見解についてお聞きをします。

○議長（田口桂一郎） まずは委員長、お願いいたします、答弁を。

どうぞ。

◆鴨方駅及び駅周辺整備調査特別委員会委員長（高橋範昌） 執行部の方で詳しい説明をお願いいたします。

○議長（田口桂一郎） 大室副市長、どうぞ。

◎副市長（大室照明） ただいま委員長の方からの御報告がありましたが、先ほどの御質問の中身の中で、まだJRとの協定が結ばれてないということもございまして、中身的にもこれから協議を重ねていくという意味で、中身的にも、それから金額的にも不確定要素が多いという面がございまして。

これから、さらに予算面においても詰めていくという段階になろうかと思いますが、現在の駅周辺事業の金額につきましては、今御指摘がありましたように、総額では30億円という金額を今のところ見込んでおるのが現状でございまして。そのうち国費が40%ございまして。これが約12億円。それから、合併特例債、起債が57%ということで、17億1,000万円程度になろうかと思いますが。さらに、市費が9,000万円というような、単独の市費が9,000万円という財源内訳で、今現在想定をしております。何回も申し上げるようですが、これからまだ金額的には動いてくるんじゃないかというふうな考え方を持っておりますが、御指摘がありますように、この中身につきましても精査を行いまして、できるだけ効果的に行えるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田口桂一郎） 桑野議員、どうぞ。

いいですか。

どうぞ。

◆3番（桑野和夫） まず、ぜひ効果的にお願いしたいと思いますが、特に駅の北広場の整備についてお聞きをします。

委員会の説明によりますと、北の広場が狭いので、安全面の確保からいって、民地側かあるいはJR側か、どちらかに広げる必要があると。その上で工法、費用、それからスピ

ード等を考えると、JRの方へ食い込むのが良というふうに判断をされた。そうすると、駅舎が障になり、駅舎の移転で橋上化をする、加えて駅の軌道も改良する、こういうことで、JRと協議をしとる最中でありませう。

JRの用地であります軌道を移転補償するために費用として起債を借りる、これは多少ケースが違ふかもしれませんが、滋賀県の栗東市での新駅建設について、これは最高裁で地方財政法に抵触するということで差しとめが決まっていますけれども、この辺については浅口市の場合大丈夫なのかどうか、お聞きします。

○議長（田口桂一郎） それでは、吉永理事、答弁をお願いします。

どうぞ。

◎理事（吉永知弘） 答えします。

本件につきましては、あくまでも支障物件の移転であります。それで、起債の充当についても、県との協議の中で成立しております。

以上です。

○議長（田口桂一郎） 桑野議員、よろしいか。

どうぞ。

◆3番（桑野和夫） あくまでいろうところはJRの用地でありますから、全く民間の用地を起債でいろうということですので、私は非常に危惧を持っています。今後はしっかりお互いに検討しながら考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（田口桂一郎） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（田口桂一郎） 日程2、議案の討論・採決を行います。

議案番号順に討論、採決をいたします。

議案第3号浅口市男女共同参画推進条例の制定についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

議案第3号浅口市男女共同参画推進条例の制定については委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎） 起立多数です。お座りください。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

議案第4号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） ないようなので、採決に入ります。

議案第4号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎） 起立多数です。お座りください。よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

議案第5号浅口市後期高齢者医療に関する条例の制定についての討論を行います。

ここで、3番桑野議員から発言の通告がありますので、これを許可いたします。

桑野議員、どうぞ。

どうぞ。

◆3番（桑野和夫） 浅口市後期高齢者医療に関する条例の制定について反対討論を行います。

棺おけを並べておいて早く入れと、こういうふうなことを言ってるような制度、これが後期高齢者医療制度に関するものであります。これに対して、国民の怒りは燎原の火のごとく全国に広がっています。制度の中止、撤回、見直しを求める地方自治体の決議は512自治体と、全国の自治体比で27.5%に上っています。加えて、反対署名は350万人を超えています。

こうした国民の怒りは負担増に対するものだけでなく、75歳以上というだけで国保や健保から追い出され、保険料が年金から天引きをされ、払えなければ保険証が取り上げられる、さらには保険のきく医療が制限されるなど、まさに人間としての存在が否定されることへの怒りであります。家族一緒に暮らしていた母屋から、75歳を過ぎた人だけ離れに移すようなやり方だ、こうした怒りの声も聞こえてきています。

後期高齢者と言われる人々は戦争を体験をされ、戦後の日本の復興のために必死で働いてきた世代です。同時に、年齢を重ね、病気がちになる世代であります。こうした75歳だけの世代を他の医療保険から切り離す制度は、皆保険制度をとっている国では例はありません。問題だらけのこの制度、政府が示す部分的、一時的な凍結のごまかしではなく、中止、撤回が必要であります。浅口市として明確な判断をするため、議員の皆さんの賛同を心から御期待を申し上げ、反対討論とします。

○議長（田口桂一郎） 以上で通告による討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎） これで討論を終わります。